

< 次世代育成支援対策推進法および女性活躍推進法に基づく行動計画 >

すべての社員がその能力を十分に発揮し、働きやすい職場環境を整えるため、下記のとおり行動計画を策定する。

記

1. 計画期間

2024年4月1日 ～ 2027年3月31日

2. 内容

		目標および取り組み内容
次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画	目標 1	多様な事情を抱える社員が活躍できる働き方・休み方を推進する。 2024年度以降、時間外労働の更なる削減を目標として、働き方の見直しに関する好事例紹介等の取り組みを行う。
	目標 2	男性社員全員に対する育児関連休業・休暇の取得推奨の取り組みを継続し、更なる取得率の向上を図る。 2024年度以降、育児関連休業・休暇の取得実績の社内周知や更なる制度拡充に向けた検討を行う。
女性活躍推進法に基づく行動計画	目標 3	スタッフ系社員 2027年3月末までに女性管理職を5人超とする。あわせて、管理職およびスタッフ系総合職の女性社員の人数を、10%に相当する55人以上とする。 技能系社員 2026年3月末までに全製造所・地区に技能系女性社員を配置する。また、2027年3月末までに製造所・地区ごと2人以上の配置かつ女性比率を3%以上とする。既に3%を達成している製造所・地区も更なる人数増に取り組み、全社合計で30人以上の女性社員が在籍している状態とする。 2024年度以降、着実に女性の人数を増やしていくためにも、社員教育や意識調査等の定点観測を引き続き実施する。
	目標 4	2027年3月末までに、社員全員の年間有給休暇取得日数を10日以上とし、15日以上を取得者を全体の80%以上とする。 2024年度以降、着実な取得率向上にむけ取得日数10日未満となっている層の底上げを行う。

以上